

(仮訳)

決議文：持続可能な湖沼管理

提案国：インドネシア、共同提案国：パキスタン

PP1 - 国連持続可能な開発会議（リオ+20）の成果文書「我々の求める未来」でのコミットメントを想起する。

PP2 - 「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」と題する総会決議 A/RES/70/1 において、湖沼は SDGs 目標 6.6 に示されるように保護・回復されるべき水関連生態系の一つであると認識し、湿地に関するラムサール条約の目的、持続可能な開発のための 2030 アジェンダ、および持続可能な湖沼管理の間の相互補完性を認識すること。

PP3 - 国際的な 10 年行動計画「持続可能な開発のための水」の実現に向けた中間包括的レビューに関する国連会議の開催を期待し、特に、持続可能な開発のための 2030 アジェンダに含まれる持続可能な開発目標 6 を含む、国際的に合意された水関連の目標とターゲットの達成を加速し、10 年間の水に関する行動の実現を推進するよう呼びかける。

PP4 - 「持続可能な開発のための水」と題する総会決議 A/RES/75/212 を認識し、2018-2022 年の 10 年間の国際行動の実現を促進すること。

PP5 - UNEA 決議 3/10 を想起する。

PP6 - 世界は、現在の進捗率では、2030 年までに水関連の持続可能な開発目標およびターゲットを世界レベルで達成する軌道に乗っておらず、人間の幸福と持続可能な開発における 3 つの次元に多大な影響を及ぼすことに懸念を抱いていることを指摘する。

PP7 - 土地、水、生物資源の統合管理における生態系アプローチの重要性を強調し、砂漠化、土地劣化、侵食、干ばつ、生物多様性の損失、水不足への取組を強化する必要がある。これらの問題は、世界の持続可能な開発にとって主要な環境、経済、社会的課題とみなされ、湖沼に影響を与え、持続可能な湖沼管理の必要性を生み出す。

PP8 - 自然湖沼及び人工湖沼は、地球表面の液体淡水の 90%以上を含み、生命と生活を守るための水の供給の大部分を担っており、2030 アジェンダの進展に大きく寄与することを認識する。

PP9 - 湖沼はユニークな特性（長い保水時間、統合的な性質、ストレスに対する非線形反応）を持って

おり、それにより湖沼の持続可能な管理は継続的な長期プロセスであることを認識する。

PP10 - 湖沼は、人間の消費、健康、食料、エネルギーのための水の供給、食料循環、水質浄化、気候、生物多様性のための調整サービス、レクリエーション、伝統、歴史的価値のための文化サービスなど、幅広い生態系サービスを提供していることを認識すること。

PP11 - 気候変動が環境に与える深刻な影響を強調し、湖沼やその他の淡水生態系の持続可能な管理は、気候変動への適応策として積極的な役割を果たし、気候変動の悪影響からくる水関連災害に対する軽減策としても機能しうることを認識すること。

PP12 - さらに、湖沼環境の状態、特に水質と水量が世界中で深刻に悪化し、人間の健康、生物多様性、環境を脅かしていることを認識する。これらの問題は、持続可能な方法で緊急に対処する必要がある。

PP13 - 湖沼は文化的、社会的価値や歴史と密接な関係があり、それらは持続可能な湖沼管理において重要な役割を果たすことができるため、環境教育や意識向上と同様に地域社会との関与が基本であることを考慮する。

PP14 - 持続可能な湖沼管理の実施を支援するため、民間と公共部門のパートナーシップを通じ、地域、国、世界の関係者が参加するなど、すべての関係者による協調努力の必要性を認識する。

PP15 - 越境する湖沼は、関連する二国間、国際、および多国間協定の対象となり得ることを認識し、その場合、対象となる持続可能な湖沼管理の努力は、それぞれの協定の下で追求されるべきであることを認識する。

PP16 - 2030年までに、必要に応じて越境協力によるものを含め、あらゆるレベルで統合水資源管理を実施するというSDGsのターゲット6.5を想起し、再確認する。

PP17 - 湖沼の管理と保護において、あらゆるレベルで、統合的、部門間、協力的、協調的なアプローチの重要性を再確認する。

OP1 - すべての加盟国および専門機関のメンバーに対し、該当する場合には、個人的及び集団的に、以下の事を実施するよう要請する。

- a. 水質、侵食と沈殿、水生生物多様性などの側面を含む湖沼の保護、保全、回復、および持続可能な利用を、SDG6.5および6.6で規定されているように、すべてのレベルでの統合管理を通じて、水域および湖沼流域全体に取り組み、関連規制、制度開発、予算配分、適切に管理されたモニタリングとデータ、統合研究、持続的技術および関連国際協力で支援し実施する
- b. SDG6にある気候の回復力、生物多様性の保全の達成を進めるために、気候適応、水資源管理、生

物多様性の保全を含む国・地域の開発計画に湖沼を統合する

- c. 湖沼への依存と影響、及び地域の文化、知識、繁栄を考慮し、必要性和国の状況に応じて、地域社会及び先住民族の関与と能力構築を進める
- d. 持続可能な湖沼管理の実施に向けた協調的な取組への、大学・研究機関、民間企業、NGO を含むすべての関係者の関与
- e. 科学と政策の関連性を重視した研究および科学的ガイダンスおよび、
- f. 持続可能で気候変動に強い統合的な湖沼管理のための国際的なネットワークと協力の発展、また関連する国際協定に規定されているように、越境湖沼を共有する国家間のデータと情報の定期的な交換を考慮する

OP2 - 国連環境計画事務局長に対し、以下の3つの主要な道筋について行動を起こすよう要請する。

- a. 第一に、必要に応じて湿地に関するラムサール条約を含む関連条約と連携して、あらゆるレベルで持続可能な湖沼管理の推進を支援し、
- b. 第二に、研究、能力開発、知識・情報・ベストプラクティスの共有において、北南協力、南南協力、三角協力を含め、加盟国及び専門機関のメンバー間の協力を促進し、
- c. 第三に、持続可能な開発を支え、人類と生態系の幸福を維持する上での湖沼の重要な役割をさらに強調するために、関連するグローバルアジェンダにおける持続可能な湖沼管理の主流化とグローバルレベルでの持続可能な湖沼管理の意識改革を進めること。